

決算審査特別委員会

日 時 令和7年9月10日（水）

9：00～13：27

場 所 議場

出席者 議長、副議長、議員7名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 福家事業管理者、北垣次長、小倉主任、浅田課長、榎尾室長、古川室長、實延課長、坂本課長、岸振興監、坪倉課長、出口課長、長崎包括支援センター長

書 記 長崎局長、倉光書記

○岡本委員長 おはようございます。決算審査特別委員会を再開します。

初めに、新しく登録された資料の確認をいたします。決算審査特別委員会のホルダーで各課提出資料の中で、地域づくり推進課と教育委員会から新たに資料が提出されています。それから、総務課のほうからは、提出されていた資料について詳しく説明した資料が新たに提出されておりますので、各委員が御確認ください。

そうしましたら、本日午前中は初めに日南病院、それからその後追加聞き取りで、地域づくり推進課の追加聞き取りが求められておりますので、この2つについて審査を行います。

まずは、午前中初め、日南病院の審査からです。それでは執行部から、病院から説明をお願いします。

福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 おはようございます。そうしますと令和6年度日南町病院事業会計決算報告をさせていただきます。報告者は私、管理者、福家、それから事務次長の北垣及び事務、小倉主事の3名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務次長の北垣から詳細について御説明申し上げます。

○岡本委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 よろしく申し上げます。初めに、令和6年度予算審査特別委員会意見書において、特に御指摘事項はございませんでした。

それでは、令和6年度日南町病院事業会計決算について説明申し上げます。

主要施策の成果及び財産に関する調書の日南町病院事業会計決算附属書類 1 ページをお開きください。

まず初めに、令和 6 年度の総括事項を報告します。令和 6 年 4 月、新たに浜田病院長が就任し、新病院計画を含む人口減少時代の医療提供体制づくりに取り組むスタートの年となりました。また、長年地域医療に尽力された高見名誉院長が令和 7 年 3 月末で退職されました。新病院計画では、令和 5 年度策定の新病院基本構想を踏まえ、新病院基本計画の策定作業をスタートしましたが、全国的な建設費高騰等による町財政への負担から基本計画策定を 1 年間延期、計画の見直しを行うこととなりました。入院診療において、介護療養病床の制度廃止に伴い、令和 6 年 4 月から 40 床全てを医療療養病床に転換しました。ショートステイは従来どおり運用しております。一般病棟においては、地域包括ケア病床を 19 床から 28 床まで増床し、回復期リハビリや在宅支援のレスパイト入院体制を強化し、単価増も含めた改善を行いまいした。

人材確保対策として、介護福祉士の外国人材育成雇用事業に取り組み、鳥取城北日本語学校に在学中のミャンマー人留学生 2 名を支援し、令和 7 年から 8 年の介護福祉士養成学校修学を得て、令和 9 年度に即戦力の外国人材介護福祉士としての雇用を目指しています。令和 5 年度開始した上萩山地区での巡回診療において、オンライン診療の実証実験を令和 7 年 3 月に実施しました。高齢化の進む地域でのオンライン診療には課題も想定されましたが、看護師が患者に寄り添うことで、通常の診療と遜色ないレベルの診療ができ、今後の中山間地域での展開につながる成果が得られました。

大型医療機器では、全身用エックス線 CT 装置を更新し、診断性能の向上に加え、撮影時間の短縮、息止めの短縮、被曝線量の減少などの効果がありました。

平成 29 年に設置した地域医療総合確保基金は、平成 30 年から令和 5 年の 6 年間で約 3 億円を取り崩し、一般会計から病院事業への繰入れ財源としてきましたが、施設更新の財源確保と会計の透明性を図るため、令和 6 年度以降、基金の取崩しを中止し、これにより経常収支は 3,604 万 3,000 円の損失となり、赤字決算となりました。また、7 年度からは、国の繰り出し基準に基づく基準額を、地方交付税及び一般財源を財源として繰り出すルールとすることで、経営の透明性を確保することを町と確認しています。

次に、7 ページをお開きください。3、業務報告中、料金収益の項目の記載ミスがあったことを、重ねておわび申し上げます。今後、起きないようにチェック体制を強化してまいります。修正された資料が配付されていますので、御確認ください。

表の入院患者数は、前年度比１０．９％減、２，２２９人の減ですが、１人当たりの入院単価は増えており、入院収益は前年度比０．４％、約１８５万円の増となっています。これは、介護療養から医療療養への全床転換と、回復期病床である地域包括ケア病床の運用強化に取り組んだ結果です。外来患者数は昨年度よりも減少していますが、ショートステイと訪問系サービスの患者数は増加しており、居宅と表記している部分は増加しており、外来、居宅を合わせた患者数は昨年より増加しています。

９ページをお開きください。事業収益は、先ほど説明したように入院収益は増加していますが、外来収益が減、その他医業収益は、救急告知病床が４床から６床に増加したことなどもあり、交付税収入増加による影響で増、医業収益は８億５３４万４，６０２円となります。施設介護サービスについては、介護療養病床が廃止になった関係で、約３，０００万円の皆減にはなりますが、ショートステイ、訪問看護や通所リハビリなどが件数増加したことにより、合計では約２，０００万円減の６，６７４万８，９３６円となりました。医業外収益については、基金取崩しをしなかったことで、約７，５００万円減の３億６，３６７万２，０４９円となり、収益全体では１２億３，５７６万５，５８７円となりました。

１０ページ、事業費用ですが、給与費は人事院勧告の影響もあり増となっています。材料費が減となっているのは、新型コロナウイルス感染症が５類になったことで、感染対策の薬剤や医療消耗備品が落ち着いたためです。経費増については、燃料高騰の影響や人材紹介手数料増などの影響です。資産減耗費は、資産を処分した際に計上する経費になります。今回は、ＣＴ更新に伴い、古いＣＴを処分しましたので増額となっています。医業費用全体では、約３，６００万円増の１２億３，４５９万９，１１３円、医業外費用は約８００万円減の、３，７２０万９，９８９円です。費用全体では、１２億７，１８０万９，１０２円となりました。１５ページ以降に、収益費用の明細書を作成していますので、御覧ください。

１９ページの一番下になりますが、収益的収支として、３，６０４万３，５１５円の損失となりました。

次に、２０ページをお開きください。資本的収入の県補助金において、令和５年度に当院が僻地医療拠点病院の指定を受けたことにより、令和６年度から新たに僻地医療拠点病院整備事業として、ＣＴの補助として約２，９００万円の補助率１０分の１０の補助金を受け、ＣＴ装置を更新、購入しています。

すみません、2ページに戻ります。経営指標についてになります。経常収支比率が100%を切り、赤字となりました。基金取崩しをやめたことにより、一般会計繰入金が対前年度比で約5,100万円と大きく減少したことが大きな要因と考えています。医業収支比率は70.6%で、前年度と変わりありません。県立中央病院のような大きな病院も含まれますが、令和6年度自治体病院の全国平均は88.1%です。また、給与費対医業収益比率は86.8%となり、令和5年度に改善していましたが、人事院勧告等により再び増加しました。国の方向性としても今後の賃上げの動きを避けることができず、反面で人材不足の中で積極的な確保策も求められます。昨年度は全国の自治体病院の86%が経常赤字、95%が医業赤字という報告がありました。病院が独自に治療費の単価を決めることができない仕組みでありますので、国が定める診療報酬の金額が物価上昇や人件費上昇に合っていないことは明白です。これを受けて、今年5月、鳥取県の自治体病院を持つ市町村の首長が合同で、国に診療報酬を引き上げるよう陳情しております。今後も、各種職の団体等の上部団体を通して国への働きかけもしていきます。

次に、主要施策の成果及び財産に関する調書のタブレットをぜひ見ていただけたらと思うんですけど、すみません。タブレット231ページをお開きください。印刷したものは226ページになりますが、グラフが白黒で印刷されてまして、白黒用に作成していませんでしたので、かなり見づらいと思いますので、タブレットの231ページを……。よろしいでしょうか。すみません。ここに5か年の患者数、収益的収支、資本的収支等の経過表をつけています。説明のほうは、次のページのカラーのグラフのほう、載せてますので、させていただきます。

入院収益は年々増加していることが見れると思います。また、医業外収益が令和6年度に大きく下がっていることも分かります。逆に、費用においては、給与費と経費が年々膨らみ、費用全体の伸びが収益を上回っていることが分かると思います。その下の決算損益などについてはお読み取りください。左下の当年度未処分利益剰余金は、これまでの3条収支の黒字部分の積み上げになります。令和6年度が赤字でしたので下降してしまいました。右下の現金・預金及び投資有価証券残高の推移を見ていただくと、運転資金は十分にあるということがお分かりになると思います。現金の一部は債券の投資に回せており、安定した資金運用ができてると言えます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いします。

○岡本委員長 説明していただきました。ただいまの説明について御質疑ございませんか。

質問のある方は、ボタンを押して手を挙げてください。

ちょっと私のほうから1つお聞きしてますので、その間に質問を検討しておいてください。

まず、ちょっと確認しておきたいのが繰入金のことですね。一般会計繰入金というのが調書の、紙ベースで226ページの一般会計繰入金が4億350万円ですか、ということがございます。この中で、純粹に町が負担している金額は幾らかということをお聞きします。

北垣事務次長。

○北垣次長 ちょっと資料のほう、今確認をしていますが、もしかするとちょっと後日でないと分からないかもしれません。

○岡本委員長 そうですか、資料、後日でしたら、数字は全然、後日でもいいんですけれども、ちょっと中身について、去年出していただいた資料も参考にちょっとお聞きするんですけれども、去年の資料だと町が直接出している繰入金というのは、石見東発電所売電差益というのと、不採算地区病院義務負担相当額の2割、8割は特別交付税措置されるので、残り2割を町が負担していると。その2項目を、基金取崩しは除くとして、その2つのものについて町が直接負担してるという、そういうことで理解でよろしかったですか。

小倉主事。

○小倉主任 委員長の言うとおりで間違いありません。

○岡本委員長 分かりました。じゃ、数字についてはまた、去年と同様の繰入金額の経過という資料を、ちょっと出していただければと思いますのでお願いします。

そしたら、委員のほうから。

大西保委員。

○大西委員 報告書のところの一番下の段のところに、外国人人材貸与額145万、これは令和6年度ですんで2人分をしたということですね。これでもうちょっと確認しますが、貸与期間は何年で、貸与ですから返済はしなくていいわけでしょうか。

○岡本委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 御質問の件でございますが、この2人で145万支出しております。これは御指摘のとおり貸与というところでございますが、これは卒業後、就職して5年間就業という約束になっております。以上でございます。

○岡本委員長 大西保委員。

○大西委員 もう1点、令和6年度新規事業で、看護補助費の人材確保ということで、180万7,000円のこの新規事業の予算額がありましたが、実際に令和6年度幾ら執行されたのか。

○岡本委員長 回答できますか。答弁できますか、今。

じゃ、もう一度、大西委員、詳しく説明……。

大西保委員。押してください。

○大西委員 令和6年度当初予算の新規事業説明資料で、病院として看護補助者の人材確保ということで、180万7,000円の一般財源からということでの予算があったわけです。それを6年度、どのように、全額病院がされたのか、いや、これは半分されたのか、それをちょっと確認したかったわけです。

○岡本委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 また調べて報告をさせてください。すみません。

○岡本委員長 そしたら、近藤仁志委員。

○近藤委員 日南病院事業報告書の中の下から3段目ぐらいですがな、のほうで、このたび地域医療総合確保基金からの繰り出しをやめて、施設更新に向けた財源確保をするという説明であります。それは、そこは意味分かりますが、この会計の透明性を図るというのは、どういう形でこういう表現をされているのか理解できないのでお願いしたいと思います。

○岡本委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 今までは、年度の経常収支のほうが最終的に赤字になりそうだとところで、基金の取崩しをさせていただいて補填をして、赤字をしないような決算の報告をさせていただきまして、そうすると、実際、ほんとは赤字ですけど赤字じゃないようになるということで、やはりしっかりと今回努力をした結果黒字になったのか、基金の取崩しで黒字になったのか、というところが過去の中で、基金取崩しの金額も大分変わったり、ほぼほぼないときもあったと思うんですけど、そういった意味で経営の透明性が分からないっていうところが一つの問題になってましたので、今回、しっかりそこを都合のいい基金取崩しをやめて、きちんとした経理をしていくっていう形が趣旨でございます。

○岡本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ここに、タブレットの附属資料のほうの図で、分かりやすくカラーで大変書いてあって、読み取りやすいわけなんですけど、一番最後の現金、預金の、それから有価証

券などの推移ということで十分資金的には確保できているという説明ではありましたが、それ、このたび現在では十分確保できるという、分かりますが、ほかのグラフを見ると、全て要するに右肩下がりのグラフが今年から発生しているということです。これが一番、町民の方とか皆さんが不安に感じられるところで、たまたま今現在、現時点では、お金もたくさんあって十分やっていけるということだけど、昨年、6年度の決算を見たら、要するにこれから先、右肩下がりが続くんではないかという不安があるわけなんです、その点の対応が今後一番重要になってくると思うわけなんです、その点はどのようにお考えでしょうか。

○岡本委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 おっしゃる不安は、当然我々も認識しているところでございます。いわゆる人口減というところをあまり理由として置くのは簡単ではございますが、やはり病院独自としてどういった、いわゆる経営、いわゆる事業を展開していくことで、そういったところをしっかりと経営をしていく。例えば、やはり新しい事業の取組をするだとか、あるいは啓発活動をしっかりとやっていく。それから、先ほどの報告にもありましたが、やはり人員の確保を行うことで、医療サービスの提供をしっかりと行っていくだとか、そういったやはり目に見えるところをしっかりと皆さんにPRをして、事業をやはり少しでも皆さんに分かっていただく、皆さんに利用していただくことで収益増を図っていくのがまず病院としてやるべきことではないかというふうな認識を持っております。以上でございます。

○岡本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 十分理解できるわけなんです、先ほどの前の答弁で、今後、会計の透明性を高めていく会計システムに変えたという報告でありましたが、やはりこういった右肩下がりの会計が続く場合にはえてして、ちょっと言葉が違いかもしれませんが、自分の都合のいいような数字の誤記というか、意識的な誤記などが発生するおそれがありますので、その点は十分心して、現実に向き合う姿勢というのを今後とも持ってほしいと思いますので、その点よろしく願います。

○岡本委員長 答弁はよろしいですか。

○近藤委員 はい、いいです。

○岡本委員長 ほかに、どうでしょうか。

ちょっと、私から1つ、またお聞きしたいんですけども、事業報告書、調書の中の日南

病院事業会計決算附属資料の事業報告書の2ページなんですけれども、(2)で経営指標に関する事項の⑦有形固定資産減価償却率ということで、ずっと令和元年から令和6年まで書いてありまして、類似病院が約60%に対して令和6年78.6%ということになっております。何ていったらいいでしょうね、これ自体は……。まず1つ確認したいのは、令和元年が78.3%だったのが、令和2年にぐっと落ちてるというのは、これは令和2年に建設改良の修繕を行っているからという、そういうことでよろしかったでしょうか。

小倉主事。

○小倉主任 おおむね委員長のおっしゃるとおりであります。

○岡本委員長 それで、ただこれ令和2年のときは78.3%から72.6%にしか、それでもなっていないわけですよ。ほかの類似病院が60%というのに対してまだ10%以上高いわけなんですけれども、これ、60%まで下げようと思うとおおむねどのくらいの投資が必要かとか、そういうことはざっくりでも分かるんでしょうか。なかなか難しいですかね、それを見積もるのは。

小倉主事。

○小倉主任 この手法のほうで、次のページも書いてありますけど、有形固定資産の償却のどの程度進んでいるかを示す指標になりますので、ちょっと数字として出すことっていうのはちょっと難しいです。

○岡本委員長 そうですか。分かりました。ほかにございませんか。よろしいですかね。せっかくの機会なのだと思いますが。どの部分でも、どの資料についてもお聞きいただければと思いますけれども。（「なし」と呼ぶ者あり）なしですか。よろしいですか。まだちょっと調べておられる方もおられるようですが。

大西保委員。

○大西委員 12ページの企業債の概況という中で、私もこの言葉を見てびっくりしたんですけど、縁故資金というので3,500万あります、これどういう、縁故資金とはどのような内容なんでしょうか。

○岡本委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 以前からの部分になりますので、こちらも昔からのところに関連しますので、ちょっとここも調べさせていただいて、後日資料として提供させてください。すみません。

○岡本委員長 ほかにございませんか。病院もただ、今非常に、何ていうんですか、話題になっている、問題になっているところですので。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいで

すか。じゃ、分かりました。

それでは、質問がないということで病院の聞き取りは終わります。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

そしたら、再開を9時50分、地域づくり推進課の聞き取り、9時50分からとしたいと思いますので。

〔休 憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開します。

この時間は、委員から要望のありました地域づくり推進課の追加聞き取りを行いたいと思います。

それでは、地域づくり推進課から説明をお願いします。

浅田地域づくり推進課長。

○浅田地域づくり推進課長 本日は追加聞き取りということで、基本的には資料提出をさせていただいた中の食品アクセスに係る報告書の説明をさせていただきますが、その前に前回の特別委員会の際に発言したところの訂正を1件させていただきたいと思います。日野上イチョウイベントの際に出店料、いわゆる店を出すほうの出店料ですが、そちらもらってませんということで報告させていただきましたが、確かに町内、正しくは町内の方には出店料頂いておりませんけれども、町外のお店については平日500円、土日1,000円の出店料を頂いておりましたので、この場をお借りしまして訂正をさせていただきたいと思います。

そうしますと、担当のほうから食品アクセスの件の報告をさせていただきますが、よろしいですか。

○岡本委員長 続けてください。

榎尾室長。

○榎尾室長 失礼いたします。そうしますと、令和6年度に行いました食品アクセス緊急対策会議につきましてのアンケート結果の分析報告ということで説明をさせていただきたいと思います。タブレットの追加資料で3の1、3の2、この2種類を使いまして説明をさせていただきますが、内容につきましては量が膨大になりますので、できる限り簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず3の1、食品アクセス報告書のほうを御覧いただければと思います。ページをすみません、最初ちょっと飛ばしていただきまして、タブレットページ、3の1の

ほうを御覧いただければと思います。ページ飛ばしていただきまして、タブレットページ 8 ページ目のほうを御覧ください。事業の概要、背景、ここから説明をさせていただきたいと思います。

今回、この事業に取り組んだ理由ということで何点か上げさせていただいております。まず、日南町において生鮮食料品を取り扱う商店、こちらにつきましては霞、生山、こういったところに約 3 店舗しかない、また、2 点目としまして、免許返納しますと自力で買物に行くにはバスやタクシー、場所によっては最大 30 分程度かかるってということが分かっております。3 点目としまして、町営バスの運行に関しましては 1 日 3 往復から 4 往復と少なく、買物をしていただく、誰もが便利に買物をしていただくには不便な状況となっております。また、コンビニエンスストアにつきましては 22 時を最後に閉店となるような状況です。農林業に従事する若い世代は夜遅くまで働き、深夜に町外へ買物へ行く、食べ物を買物に行く、または食べに行くということもあるってということも聞いております。

続いて、地域の職種ですとか地域ごとの詳細な買物の調査というのは、日南町では行っていないというのがございます。最後となりますが、高齢者にとって重要な医療、買物、公共交通を結びつけた一体的な調査っていうのも未実施だったっていうのを背景とさせていただきます。

9 ページ目のほうを御覧ください。先ほどの背景を基に、目的としまして 4 点上げさせていただきました。買物実態調査を実施し、買物への意識や行動実態を把握する。実態に基づき、住民が健康で安心して暮らせる買物環境の確保について検討する。3 点目としまして、買物、医療、公共交通との連携について検討する。最後、4 点目としまして、持続可能な地域づくりに向けた買物環境改善計画を策定する。この以上 4 点につきまして、昨年度農林水産省の事業を使いまして実施をさせていただいております。

11 ページ目を御覧ください。11 ページ目のほうは、今回、アンケート調査、聞き取り調査をする以前に予備調査っていうことで、まちづくり協議会を対象にまちづくり協議会の皆さんが考えている地域の買物に関する実情っていうのを聞き取りを行っております。そのインタビュー結果を構造化したのがこの 11 ページ目となります。まず、聞き取った内容をまとめていきますと、御覧いただいている 11 ページ下段のほう、青で囲っておりますが、まず楽しむ食のほうに関しましては、給食サービスの複合的価値、共食がつくる地域の思い出、こういったところが共通してみられた傾向となっております。続いて真ん中のほうになりますが、コンビニ移動販売の対応力、移動販売を持続、維持継続する工夫、

こういったところが楽しむ食と対当、反対側になるのが生きる食っていうところになります
が、この中間地点の意見、こういったところでまとめさせていただいております。最後、
生きる食っていうところで申し上げますと、自助がどこまで続くかに係る、帰りが不便な
公共交通の買物、こういった形で地域の7地域の意見をまとめると、大きくまとめるとこ
の6種類、そして3つの分野に分けさせていただきました。この分けた結果を総合しまし
て、食のハレとケ、いわゆる楽しみというところと生きるっていうところを分けた結果と
させていただいております。その結果を基に、ワークショップを行いまして、ではその結
果から何ができるのかなっていうところをまちづくり協議会の皆さんと一緒にワークショ
ップをしました。その結果が上段の部分となります。個人商店の価値への変容、品ぞろえ
を共に作る、買いにくい高齢者の生活リズム、こういったところが今後課題として上げら
れるのではないかとという形でまとめております。

12ページ目を御覧ください。先ほどの予備調査の結果の中からの気づき、いわゆる先
ほどお話しさせていただきましたハレとケのバランスっていうところでございますが、ハ
レまたはケ、それぞれの問題解決に取り組めば自動的に全て付加価値が増えるわけではな
いという結果を図示したものとなります。申し上げたいのが、付加価値ばかり、失礼いた
しました、問題解決、いわゆる食のケのほうの対策を取っても付加価値はつきませんよ、
または、付加価値ばかり行ってもいわゆるケの部分の問題解決には至らない、こうい
ったところがあるのではないかとということでまとめさせていただいております。

14ページ目のほうを御覧ください。実際に行った調査の概要ということでまとめさせ
ていただいております。まず、調査の概要につきましては、定量調査、いわゆるアンケー
トっていうのを実施しました。定性調査、インタビュー、現場の観察っていうところも行
っております。最後、データ分析、既存のデータからこのアンケート結果を基に、どうや
ってリンクするのか、こういったところを調査、検討をしております。

一旦、すみません、3の1のほう終了しまして、続いて一旦戻っていただいて、3の2
のほうの資料を御覧いただければと思います。

日南町報告書、詳細追加分ということでまとめさせていただいているものとなります。
2ページ目のほうを御覧ください。すみません、提出した後に、今気づいたんですが、実
施時期が2024となっておりますが、2025、1月29日から2025、2月19日
の誤りです。すみません。訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

アンケートにつきましては1,000人、町内の1,000人を対象に行いました。回

答数とすれば476、回答率として47.6%でございました。

3 ページ目のほうを御覧ください。このアンケート結果、回答者の年代別、性別のばらつきっていうところをまとめさせていただいております。若干、回答に関しましては60代、70代、どうしても分母が多くなりますので、回答数が多かったという結果となっております。男女比に関しましては、下側の棒グラフとなりますが、こちらについては大体6対4の割合で女性のほうの回答が多かったというような結果となっております。

4 ページ目のほうを御覧ください。では、地域別に見たときの偏りはどうかっていうところを、グラフと折れ線グラフで表しております。回答数はどうしても人口の多い日野上、石見ってところが圧倒的に多くなりますが、折れ線グラフで表しております人口カバー率、こういったところを見ますと、人口の割合で回答者を割り戻しますと、大体11から13%の方、各地域ごとに答えていただいているということが確認できます。また、地域別の男女の回答比につきましては、先ほど申し上げました6対4、大体こういった割合での回答となっております。回答者の年代構成別となります。細かく見ますと、割合のでこへをありますが、基本的には同じような10代が少なく、続いて20代、30代、50代が大体少なく、60代、70代が多いってような、大体どこも同じような結果となっております。

5 ページ目のほうを御覧ください。今回、説明させていただきます資料の中でよく出てまいりますモザイクプロットというのを使いまして分析をしております。このモザイクプロットとは説明のほう書かせていただいておりますが、アンケート結果をクロス集計をしたときに、いわゆるAっていう項目、Bっていう項目をクロスして出てきた値を面積として表し、表としております。結果、面積の大きい例題として掲示させていただいておりますが、面積の大きいところほど回答数が多い、そして、面積が小さいところほど回答数が少ない、こういった形で御覧いただければと思います。これはもう数量的な部分となります。

続いて、赤と白と青で表現させていただいておりますが、こちらは、先ほど人口のカバー率っていうところを見ていただきましたが、本来、回答を得るに当たって、いわゆるさっきの11から13ってお話しさせていただきましたが、満遍なくどの地域においても同じような回答が得れる場合は、白色の表記となります。どういったときに青色になるかっていうと、全体の平均に比べて、明らかにその地域の考え方、アンケートの回答が偏った場合、回答数が多い場合は青、回答数が少ないときには赤、いわゆる期待値に比べて期待値を上

回る場合は青、下回る場合は赤、こういった形で出てまいります。

続いて、6 ページ目のほう御覧ください。地域における、先ほど棒グラフで見えていただきましたが、地域における性別と年代の傾向のチェックっていうところをこのモザイクプロットに落とし込み、統計的な優位っていうところを調べました。それにつきましては、全て白ということで、大きな偏りはないっていうことを見てとれます。

7 ページ目のほう御覧ください。地域別と職業をクロスして見たときに、1 か所青っていうところがありますが、この地域につきましては、主婦、家事手伝いの回答者が多かったっていうのがこの青色で示す、期待値より高かったっていうことが見てとれるグラフとなります。したがって、ほかのところはおおよそ同じような形で、職種についてもバランスよく取れているのではないかと考えております。

8 ページ目のほう御覧ください。家族構成となります。こちらのほうは、何か所か青があつたりしますが、基本的には同じような、どの地域においても家族構成が見てとれる、回答者の家族構成が見てとれるかなと思います。例えば一部の地域、山上地域ですと夫婦のみの方が若干多かった。日野上地域でいうと夫婦と子供の方が多かった。福栄地域でいうと親と御本人と子供っていう家族構成が多かったっていうような形で見ていただければと思います。

続いて、9 ページ目のほう御覧ください。ふだんの移動手段となります。こちらは地域の偏りなく同じような回答結果となっております。

10 ページ目のほう御覧ください。ここからが実際のアンケートの問いていうところとなります。こちらは、地域別と、丸合さんの利用頻度というところをモザイクプロットのほうで示したものととなります。割合的に申し上げますと、阿毘縁の方が月1回程度利用する、もしくはほとんど利用しない、大宮地域の方が月に1回から3回利用するっていうところが、全体の割合から見たらちょっと多かったっていう傾向となっております。その他の地域の方は、全体的に同じような傾向がこのグラフから見てとれます。

続いて、11 ページ目のほう御覧ください。丸合の利用理由っていうところをグラフにさせていただきました。一番面積が大きく青くなってます日野上地域の方のアンケート結果、ごもつともって言えばそうなんです、自宅から近いから丸合を利用するというような傾向が強い、これは全体の平均から見ても強いので青色となっております。また、赤色のところが初めて2 か所出てまいりました。赤色のところは何を表しているかと申し上げますと、これもまたごもつともな御意見なんです、阿毘縁地域の方の丸合の利用理由の

中で、自宅から近いからってという方が回答が少なかった。いわゆる遠いってということをこの赤色で示しているってこのを見ていただければと思います。もう1か所、日野上地域の方の回答の中で、必要な商品がそろっているってところは、全体の割合から見ても少なかったって傾向です。したがって、日野上の方はなぜ丸合を利用しているのかってことは、品物はそろってはいないが、自宅から近いから丸合を利用する、こういった形で読み取れるようなグラフとなっております。

12ページを御覧ください。丸合の利用の満足度っていうところとなります。ちょっとグラフが小さくて申し訳ないんですが、基本的には同じような、どの地域においても利用してるもの、結果として出ているかなと思います。

13ページのほう、丸合ぶららへの交通手段、こちらのほうは想像のつく範疇だと思いますが、自家用車使っておられる方が圧倒的に多いってような傾向です。

14ページ目を御覧ください。こちらのほうは、地域別に日常の食料品の購入先っていうところをモザイクプロットしたものとなります。こちらのほうも予想どおりっていうか、予備調査で分かっていたとおりっていう結果となりました。阿毘縁と大宮のところにつきましては青色となっております。つまり町外でお買物をされる方が、日南町全体から見ても平均以上に多いっていう結果となっております。大宮地域、赤色になっているところがあると思いますが、いわゆる大宮の方は、青色の結果見てのとおり町内でお買物されるケースが少ない、全体から見ても少ないっていう結果となりました。

15ページ目のほうを御覧ください。こちらは、10年後の買物の手段の影響の有無っていうところを調べたものとなります。こちらのほうは、地域における傾向というのは、正直大きな差は見れませんでした。年代における影響度の傾向っていうのをもう一つグラフで示しておりますが、こちらのほうでは顕著に出ました。結果として、70代、年代が高くなればなるほど危機感っていうところが強い傾向、赤いところが40代の方になりますが、40代の方ですとまだまだ動けるということで、若干まだ10年後の買物への危機感っていうのが少ないってような傾向となっております。しかしながら、全体的に危機感を持っておられる方が多い、そういった傾向が強いかな、年齢が上がれば上がるほどそういった傾向にあるかなと思います。

16ページ目を御覧ください。買物満足度を高める要素っていうのを複数で選んでいたものとなります。こちらについては、棒グラフで表したものと、続いて17ページ目のほう、こちらで説明させていただければと思いますが、買物の満足度、全体としてで

の傾向ってということになりますが、品ぞろえが豊富であったり、低価格、自宅や職場からの近さ、店舗の雰囲気やサービスっていうところにつきましては、町民の皆さん、比較的ここに満足度を求めておられるっていう傾向が強いついていうことがこのモザイクグラフから分かります。また、コミュニティー機能やイベントやフェア、こういったところには、あまり満足度っていうところは影響しない、こういった結果となりました。

18ページ目を御覧ください。こちらのほうは、10年後の町内買物環境における問題意識っていうところでそれぞれ回答していただいているようなものとなります。どの分野においても6割近く、非常に思う、非常に当てはまる、当てはまるっていうのが見てとれます。どの分野においても問題意識を皆さん持っていていただいと、このような状況となっております。

19ページ目を御覧ください。それを傾向別に見たときのモザイクプロットとなります。全体として、町内店舗がなくなるっていうことと、商品やサービスの多様性が失われることへの問題意識が、全体としてアンケート結果から見てとれました。

20ページ目のほう御覧ください。じゃ、それ以外の部分はどうかと申し上げますと、自動車での移動、デジタルツールの使いこなしに関しては、年代別においてはかなりのギャップが出てまいりました。すみません、お手元、ちょっと広げていただけるとちょっとおっきくなるかなとは思いますが、自動車に関しては、町内店舗までの移動っていうところが難しくなるかもしれない、こういったところが年代を重ねるごとに高い傾向が強く出ております。また、車での移動というところで申し上げますと、町外の店舗までっていうところについても、自家用車での移動が難しくなる、こういったところが結果として青い、より多い傾向となっております。買物においての最後となりますが、デジタルツールをうまくこなせないっていうところも、やはり高齢者になればなるほど、ここを心配される傾向が強いついていうような結果となりました。

21ページ目のほう御覧ください。データ分析からおっきく分かったことっていうことで整理させていただいております。基本的に最新のデータにアップデートされて時系列の変化を確認させていただ……。あ、データ分析の価値っていうところについては3つ上げております。最新のデータ、いわゆる今回取ったデータにアップデートされることによって、今後、同じようなアンケートをしたときに、変化っていうところが気づけるっていうことがあります。続いて2点目、これは冒頭申し上げましたが、これまでやってなかったアンケートについて、実際行った、こうであろうというところの裏づけが取れたっていう

結果となりました。また、感覚的に気づいてなかった事実を新たに発見する、こういったところでもデータ分析の必要性っていうことなるかと思います。

続いて、すみません、今度、3の1のほうに戻っていただけますでしょうか。3の1の15ページを御覧ください。先ほど、モザイクプロットの調査結果っていうのを説明させていただきましたが、地域別に見たときに、あまりおっきな変化っていうのがなかったかなと見てとれました。それではなかなか結果として面白くないので、今度はクラスター分析っていうのをかけました。いわゆるクラスター、こういった傾向、Aっていう人間がこういった回答をしたのかっていうようなものを、同じような回答をした人を集めまして、その人たちの傾向っていうのを見ました。これについては6タイプにおおきく分けております。性別地域、年齢地域、職業などでのデモグラフィックごとのタイプの割合を算出させていただきます。例えばAの方ですと、週1回以下丸合に行って、丸合の理由は近く、満足度はやや満足しているっていうような、表内の縦で見ていただければと思います。こういったAのグループ、Bのグループ、Fまでのグループをタイプ別にして分析したものが16ページ目を御覧ください。どの地域にそのタイプの人が多いのかなっていうのを示したものとなります。例えば福栄地域を見ていただければと思います。福栄地域ですと、全体の割合から見るとAのタイプの方、先ほど週1回丸合に行ってっていうようなお話しさせていただきましたが、Aのタイプの方が若干少なく、全体の割合的にはこのDの方が多い。週1回行って、丸合の利用理由は近い、こういったところの割合が多い。極端なところでいうと、大宮の方、Dの方が圧倒的に多い。こういった形でこの結果のグラフは見ていただければと思います。

17ページ目を御覧ください。では、先ほどのAからFの方をアクセス性、ホスピタリティ、多様性、新鮮、季節性、こういった4軸に分けて分析してプロットした場合、こういった傾向が出てくるかっていうようなものとなりますが、例えばFの方は行きやすさを重視し、かつ若干この匂っていうところを意識されてる方がこのFの方、線が長ければ長いほど、F結構長いですが、そういう傾向が強いついていうふうに見ていただければと思います。こういつて見ていただいたときに、Aの方と石見の方がほぼ同じような方向を向いていると思います。つまり石見の方は、先ほど6種類に分けたAタイプの回答が多かったっていうふうに見ていただければと思います。阿毘縁地域も同じようなことが言えます、Eタイプの方が多かった、つまり丸合は利用しない、町外に買物に行くっていう方が多かった、こういうふうはこのグラフから見てとれます。

18ページ目を御覧ください。では今度、年齢別に見たときはどうかというところで見ますと、丸合に行かないっていうようなAタイプ、丸合に週1回程度って答えられた方が、20代に圧倒的に多く、70代が圧倒的に少ない、ただし、Cタイプの方が多いうふうな傾向に週1回程度、C、Dが多いんですが、週1回程度丸合には行くよっていう方が多いような傾向に週1回程度に見えていただければと思います。ではこれを、同じような形でグラフで見たときにどうかと申し上げますと、4軸が先ほどとちょっと変わって、町内スーパーに満足し利用する、町内スーパーに不満足で利用しない、自力運転での町外買物に不安がない、あるよっていうような4軸でプロットしたときにどういう傾向があるかと申し上げますと、Aの傾向に近い20代、30代につきましては、町内のスーパーに比較的満足しているよっていう傾向、あくまでこれ傾向が見られるよということとなります。反対にEのタイプ、町内スーパーに満足していないよっていう年代層でいいますと50代の方が比較的多かった、こういった傾向で見えていただければと思います。

20ページ目を御覧ください。こちらは定性調査っていうのを行いました。これは1軒ずつ聞き取りを行って、どういった回答を得たのかっていうところをまとめたものとなります。こちらのほうはお読み取りいただければと思いますが、今まで多く町民の皆さんからお聞きした内容かなっていうような状況となっております。

21ページ目のほう御覧ください。これら定性調査から分かったことを踏まえて、買物環境改善に向けた方向性アクションっていうのをまとめさせていただいております。緑色のものにつきましては、既に実証実験ということでやっているもの、オレンジ色の部分は、これから地域とお話しさせていただきながら、こういった方向性はどうかっていうことを話していくようなフェーズだと思っていただければと思います。阿毘埴地域で申し上げますと、移動販売車が来るに当たりまして、地域振興センター内で共助交通を実験的にされていらっしゃる、多里で申し上げますと、陳列棚の映像を丸合に行きまして映像を撮り、それを百歳体操の場で見えて買物をするよっていうような取組、福栄で申し上げますと、商業エリア、皆さんでバスに乗り合わせてお隣の島根県のほうに買物ツアーに行く、こういったことをされておられます。

25ページ目を御覧ください。今後に向けての課題ということで整理させていただきました。買物に関する町民調査の実施をさせていただいた上で、あらゆる問題点というのが出てきたと思っております。また、一部地域で実証実験先ほど申し上げましたが、こういったところも、こういった形で継続するのか、それを定着させていくのか改善するのか、

こういったところも考えてまいりたいと思っております。最後となります、今回、医療と、医療との連携っていうところはできませんでしたので、こういったところも、医療データ、医療に関するデータ、健康データ、こういったところと結びつけながら、買物の日南町の状況っていうのを整理してまいりたいと思っております。

以上、買物環境に関する報告書の説明となります。

○岡本委員長 食品アクセス報告書について説明していただきました。

ここで休憩を取ります。再開を10時40分とします。

〔休 憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、地域づくり推進課の追加聞き取りを行います。

それでは、休憩前の説明に対して委員の質疑を行います。質疑ある方ございますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 3の1のほうの報告書ですけれども、2の事業の概要、目的のところの最後、4つほど目的が書いてあるんですけれども、最後の持続可能な地域づくりに向けた買物環境改善計画を策定するとなっておりますが、この動きというのは、7年度以降に出てきているものか、何か私にはあまりこの記憶がないんですけれども、どうでしょうか。

○岡本委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 こちらにつきましては、現在、事務局のほうで地域づくり推進課のほうで作成をしております。基となる材料っていうのを集めるために、6年度、先ほども申し上げましたような調査、聞き取りっていうのを行ってまいりました。今現在、骨格をつくりながら、一番最後お話しさせていただきました各地域ごとにどういった目標を設定するのか、こういったところを各地域と話をさせていただきながら詰めているところでございます。したがって、改めて7年度、予算を伴って委員の皆さんにお世話になりながらというのではなく、地域づくり推進課の中で作業を進めてるところでございます。以上です。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 それは7年度中に自力でというか、職員のほうでつくられるということですか。

○岡本委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 そのように今進めております。以上です。

○岡本委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 すみません、恥ずかしい話ですが、E C 配送いやあどういうシステムですか。

○岡本委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 すみません、用語のほうの説明なくて申し訳ございませんでした。E C 配送につきましては、いわゆるネット販売だと思っていただければと思います。また、説明の中でハレとケってというような表現をさせていただいたかと、ハレとケっていうのも説明させてもらったかと思いますが、ハレとケ、いわゆるハレについては楽しみ事、祝い事、こういった分野がハレ。ケに関しては、いわゆる日常、生活するためについていいですか、生きるためについてというような形で理解していただければと思います。以上です。

○岡本委員長 よろしいでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 買物についてですけども、実際に、私の知らない魚屋さんとか鮮魚屋さんか町内走っているのを見たことがありますし、それからコープさんは定期的に配送しとられますし、その辺の実態というのはどのようになっているのか伺います。

○岡本委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 正確な実態というところまでは把握はできておりませんが、先ほど委員おっしゃられましたように魚屋さんでありましたり、コープさんに関しましてはグループごとに注文されてっていうケースが町内多数あるのは知っております。今回、目的としましては、買物の年代を問わずに誰もが町内でどうやったら買物できるのか、いわゆる選択肢っていうところもこの調査の中で分かればっていうことで調査を行いました。先ほど委員のおっしゃられたコープさんであるとか、魚屋さん、こういったところも、町内で買物していただく選択肢の一つ、こういった形での整理の仕方をしております。以上です。

○岡本委員長 よろしいですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと、やっぱり町内の買物っていったら、丸合が中心になつてとは思いますが、丸合のを中心にデータを分析したところもあるんですけども、今、丸合さんっていうのは、買ったものを配送してもらうようなサービスをやっておられましたでしたっけ、ちょっと。

○岡本委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 正確な金額っていうところを覚えてませんが、たしか3, 0 0 0 円以上を御購入の場合、配送サービスがある。いわゆる利用者の方が電話をして、丸合に電話をされ

て注文されて、それが3,000円以上の場合、宅配サービスを利用することができる。
すみません、宅配の金額っていうところまで正確に覚えておりませんが、たしか1,000円未満での配送料金ではなかったと思います。以上です。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 こうやって調査をされた中、先ほど同僚委員がおっしゃいましたが、実態として、生協さんやら個人の魚屋さん、それから今の丸合さんの配送サービス、それから、これはもう町の事業として確実に取り組んでおられます例の移動販売の仕組み、そこら辺りとのものがやっぱりつながっていかないと、本当の意味でどうか、日南町のその買物、将来の買物への不安がありの、それをどういうふうに解消していくかっていうことがこういうものにまとめられればいいんですけど、何かちょっと視野が狭いんじゃないかな、なんて思ったりもしますが、その辺の考え方っていうのはどうなんでしょう。

○岡本委員長 榎尾室長。

○榎尾室長 冒頭申し上げましたが、背景の中で申し上げさせていただきましたが、いわゆるその、「だろうな」っていうところをどうやって数値化するのかっていうところも今回、目的の一つとさせていただきました。先ほど委員おっしゃられましたように、どうやって日南町で買物して生活していただくのかっていうところ、ここをどう地域の中で浸透させていくのかっていうところ、ここが本当に一番の重要な点だと思っております。今回のアンケート結果から分かってきた部分、いわゆる買物に困っておられる世代によって、買物の手段というジャンルもいろいろあるかと思います。こういったところも計画の中に示しながら、年代に沿って、日南町で買物をしていただける、こういったものをつくり上げていきたいと思っております。以上です。

○岡本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

一つだけちょっと確認というか、分かればですけども、私からですけども、明らかに町内で買物されてる方と、しやすい方とにくい方との分布がこの調査で出てきてると思うんですけども、たったもカードの利用の分布との共通性みたいなのは分かりますかね。

榎尾室長。

○榎尾室長 今回、実際このテーマ、この事業をするに当たって、このたったもカードとの連携っていうのもテーマに掲げておりましたが、一つだけアンケートの取り方っていう

ここにちょっと問題がありまして、いわゆるアンケート、無記名でやってしまったがためにたったもカードとのひもづけっていうところできませんでした。こちらの落ち度だと言えばそうなんですが、いわゆるアンケートを記入していただく際に、例えばたったもカードの番号を記入していただくことができれば、先ほど委員長おっしゃられたようなたったもカードとのひもづけであったり、バスとのひもづけっていうところも詳細にできたかなっていうのは、ちょっと反省材料として思っております。その上で、たったもカード利用状況っていうところで申し上げますと、やはり丸合さん、圧倒的に多いってような状況となっております。地域によって、このたったもカードだけを分析した場合、特徴的だったのが多里地域ではありましたが、多里地域の方は多里地内でたったもカードを利用してお金を落とされる、こういった傾向が強いついていうところが分析結果のほうで分かっております。もう少しアンケートの内容っていうのを精度を高めておけば、先ほど委員長がおっしゃられたような、そことの連携っていうのも詳細に分かったかなと思っております。反省材料と思っております。以上です。

○岡本委員長 いや、ただ、このアンケートと直接結びつかなくても、たったもカードはたったもカードで、何というか、統計的に分析はできると思います。実際に、今おっしゃられたように多里地域のことは分析されてるので、もしそういう分析をされてるんであったら、そういったこともあわせて、また機会があるときに報告していただければとは思いますが、いかがでしょうか。

榎尾室長。

○榎尾室長 たったもカードにつきまして、また別途、分析をしていたりしますので、データ量を整理をしながら、また機会をいただきまして報告のほうさせていただきたいと思っております。以上です。

○岡本委員長 ほかに御質疑。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 すみません、今回の報告とちょっとずれるんですけども、決算の関係で、やっぱり買物という同じ目的の中で、少し、前回聞き忘れたことがあったやに。よろしいですか、用意をされてないかもしれませんけど。

○岡本委員長 どうぞ。

○岩崎委員 聞いてもいいですか、駄目でしたら、また後で資料でも頂けたらと思うんですが。商工振興の一般の中で、一般管理で、先ほど申しあげました移動販売事業への支援

ですね、それで稼働日とか利用者数、それから売上高というのは伺ったんですけども、町内のどのエリア、どういうんかね、販売拠点、止まる場所というのは、分かるようでしたら、この場ではちょっと言葉で難しいんかもしれませんが、また資料で頂けたらなと思いますが、お願いできませんでしょうか。

○岡本委員長 押してください。

古川室長。

○古川室長 現在、手元にはちょっと持ち合わせてないので、資料として提出させていただきます。

○岡本委員長 じゃ、資料提供ということでよろしくお願いします。

ほかに御質疑ございますか。（「なんでもいい」と呼ぶ者あり）

ああ、結構です。（「何でもいいかね」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね、最後、今のこと以外でも何かございましたら、質疑、地域づくり推進課について。

山本芳昭議長。

○山本議長 ほかのことでちょっと、山里L o a dにちなんだ資料を頂いたのですが、その通信費のところの主な内容ということで、各種通信費、P Cのリース、郵券料金、レンタルサーバー代及びドメイン代、このダイは字が違うような気がしますが、2個、修繕費で、S N Sの有料広告などってあるんですけど、これはどういう広告を出されたのか教えていただけませんか。

○岡本委員長 古川室長。

○古川室長 これは、イベント等を開いたときに、そのただのフェイスブックとか、インスタグラムとかそういったものを有料広告として発信するというようなところですね。ターゲット別に新聞広告がいい場合もあります。あれば、そういうのを見ない方もいるので、ネットのほうに広告を出すと、それでリーチしていくというようなところでS N Sの広告を利用させていただいております。

○岡本委員長 山本芳昭議長。

○山本議長 できたらその金額を教えてくださいませんか。要するに、こういうイベントをしますよっていうことの案内を載せるための広告をされたということですよね。その費用を教えてください。

○岡本委員長 古川室長。

○古川室長 改めて、資料として提出させていただきます。

○岡本委員長 では資料提出、こちらをお願いします。

ほかにございませんか、地域づくり推進課について、全体について、何でも結構ですけれども。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。そしたら、地域づくり推進課の追加聞き取りはここまでにします。そして、午前中に農林課の追加聞き取りというか、農林課からの説明がありますので、再開を11時10分とします。

〔休憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開します。

この時間は、農林課からの追加の説明とそれに対する質疑を行いたいと思います。それでは、農林課のほうから説明をお願いします。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 失礼します。昨日の決算の審査の中でありました畜産振興対策事業のところで、共進会の支出のほうが未執行であったというところでございます。この事業につきましては、畜産業の発展を目的としまして実施しております。畜産共進会の出品奨励金というところで、運送費の助成をしておるものでありますが、それが未執行であったというところでございます。本事業は、西部の畜産共進会及び鳥取県畜産共進会に出品される生産者の皆様に対し、運送費の一部を助成しているものです。しかしながら、担当課の不手際によりまして、生産者との連絡が不十分であったため、年度内に支払いができず、御迷惑をかけてしまいましたことを深くおわび申し上げます。令和2年度に2人の農家さんのほうから、4頭が西部と県との共進会のほうに出品をされております。奨励金の単価としましては、西部共進会の場合が1頭当たり5,000円を奨励金として支出をすると、県の共進会に出られた場合には、1万円をというところで、補助単価となっております、それぞれ4頭ということになりますので、合計6万円の奨励金が未払いとなっております。本事業は町が実施する出品者の支援の一環というものであります。その意義を踏まえつつ、過年度であっても出場された実績と御労苦に対して支払いをさせていただきたいというふうに考えております。また、令和7年度の西部の共進会のほうは、既に開催されております、7月18日に開催をされております。8頭の出品牛がありました。これに伴い、支出が令和7年度分も必要になってくるんですけども、8頭ということで、5,000円掛ける8頭ということで4万円が必要となってまいります。令和7年度予算では、補助金として8万円を計上しておりましたが、その半分を執行するという形になります。まだ鳥取

県大会のほうに出る牛というのは、8頭中何頭になるのかということが決まっておりますので、最大で8頭ということになるんですけども、そうなった場合には、県の共進会の費用として8万円が必要になると、トータル12万円が必要で、ここの部分でも7年度の予算が既に不足をするということにもなります。町の農林課のほうの事務の不手際のほうで6年度の分が執行してないわけですが、さらにその6万円のものを執行したいというふうになりますと、10万円不足ということになりまして、生産者のほうからも令和6年度の執行について問合せということも既に来ているような状況であります。本来は、補正対応して6年度のものを7年度の予算で執行するというのはあり得ないということとは重々承知しておりますが、実績として上がっているものでありますので、現予算のほうから執行したいというふうに考えております。現予算のほうに余裕があるかということでございますが、当初、繁殖雌牛増加加速化事業というところで、17頭分で680万円の予算を計上しておりました。3農家さんで17頭ということだったんですけども、今、交付申請を上げて交付決定までいただいております。実績としましては7頭の導入に減りまして、224万5,000円の申請状況ということになっております。その680万から224万5,000円を引きますと、450万程度が不用額というところになります。今後、この事業の中で頭数が再度また増えるということは、今のところ想定しておりませんので、こういった同一の事業の中で執行させていただきたいというふうに考えております。本来は、補正を行って御同意を受けて執行すべきというふうに考えておりますが、事業者への速やかな執行ということに御理解のほういただきまして、事後報告となりましたことおわび申し上げますとともに、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○岡本委員長 實延総務課長。

○實延総務課長 失礼いたします。経過につきましては、ただいま課長が申し上げたところでございますが、改めて、昨日以降、私ども財政サイド、総務課にも相談、協議を受けたところでございます。今後の喫緊の補正予算、追加補正等も考えたところでございましたが、先ほど申し上げましたように、生産者の皆様へは御迷惑を既におかけしてるような状況でございました。財政サイドの予算のここは、当初ゼロでしたり新規事業でありましたらあるまじきかなとも思いましたが、それでもちょっと頭数の増頭という部分におきましては、本来はあってはならないケースとも捉えられるようなことで、このようなことは再発防止にも努めてまいりたいと思いますが、このたびにつきましては、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○岡本委員長 説明していただきました。

ただいまの説明について質疑ございますか。

大西保委員。

○大西委員 質疑というよりも、仕事のやり方というんですか、通常、予算があって計画があっていつ実績するか、いわゆるPDCAのPDで、そして漏れるという。これいろんな課によっていろんな事業があり、毎月毎月、毎週毎週、ミーティングしながらこういうことを、予算書と決算書を見ながら、やはり本当に課ごとに、やはり月、どういう事業があって担当は誰で、その処理終わったかとか、細かいことかも分かりません、その細かいことができなかったら大きなこともできないわけですよ。これはもう全体でですね、今農林課説明ありましたけど、ほかの事業も全ての課に関係するんじゃないでしょうか。たまたま今回は、後から事後で分かってこういうことですけど、やはり従来からよく言われている計画をやっぱり月ごととか週単位で追っていかないと、理由はこうです、忙しいから、人が替わったからというのが常でございまして、その辺をちょっともう一度、どういんですか、私も意見も言っていましたけども、その辺はちょっと見直さないかんのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○岡本委員長 實延総務課長。

○實延総務課長 委員御指摘のとおりと深く反省してございます。改めて、防止に向けましては、財政、総務課のほうから財政研修でしたり、さらには直近の課長会議等も通じた上で、全庁的な啓発にも速やかに努めてまいりたいと思いますし、なぜ起きたかということも、十分反省を踏まえ検証を行いながら、防止にも努めてまいりたいと思います。御意見、参考にさせていただきます。

○岡本委員長 ほかにございませんか、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、では農林課からの説明と質疑はこれで終わりにします。

そうすると。（発言する者あり）あ、もう1件、ごめんなさい。失礼いたしました。もう1件説明があるということなので説明していただきます。

岸振興監。

○岸振興監 失礼いたします。昨日の農林課の決算の説明の中で、日南町産業振興センターの決算書の金額と各農林課等の事業の委託料の金額、そちらのほうがちよっと数字が合わないのではという御質問をいただきまして、昨日すぐにちよっと御説明がちよっとできなかったところで、改めて資料を準備しましてお配りしたところです。この資料について、

若干説明のほうをさせていただければと思います。

まず、受け取り委託料と記載してあるところです。こちらの合計金額のところは、産業振興センターの決算書の2ページ目、タブレットページの2ページ目なんですけども、こちらの受け取り委託料、こちらが今日お配りした紙の合計金額と合うと思っております。この明細のほうは、上に表で書いておりますけれども農業後継者対策事業、林業アカデミー運営事業、森林教育事業、この町のほうからは3つの事業の委託と、あと、合わせて、町の会計は通っていないんですけれども、リフォレながと、こちらのほうからの研修生受入れ委託料、こちらのほうが産業振興センターに直接、委託料として入っております。これらの合計が産業振興センター記載の受け取り委託料となります。こちらのほうは、町のほうからは当初の計画ベースで全額、一度分割してにはなりますけれども、委託料をお支払いします。最終的に実績が固まった時点で、事業が予定どおり執行できてない場合は、その部分、返還ということで、委託料精算金ということで年度内に返還をいただくようになっています。そちらのほうが委託料精算金という欄になります。こちらのほうは、タブレットページでいうと3ページ目の真ん中辺りにあります委託料精算金、こちらになります。委託料精算金が1,702万2,817円、こちらのほうが本日お配りした資料の合計金額と合おうかと思います。この内訳のほうは、表に記載のとおりな各事業ごとに精算金が生じております。これらの精算金であったり、受け取り委託料の内訳のほうもタブレットページでいいますと5ページ目に部門別明細が産業振興センターの決算書のほうに記載があるかと思いますけれども、この真ん中辺りに、受け取り委託料ということで、各事業ごとの明細が記載してあります。こちらのほうが本日お配りした資料の各事業ごとの受け取り委託料と数字が合おうかと思います。ここで林業アカデミー運営事業のほうは、先ほども述べたリフォレながと研修生受入れの委託料も、これは含んだ金額となっております。

タブレット7ページです。ここでも部門別の明細が記載がありまして、一番上のところにある委託料精算金、こちらが各事業ごとの委託料の精算金がそれぞれ書いておりますので、本日お配りした資料の各事業ごとの数字と合おうかと思います。この受け取り委託料と精算金を差し引いたものが差引き欄のところに記載がありますけれども、こちらのほうが、最終的に実際、町のほうから産業振興センターに委託料で支払った金額というふうになりますので、これが、決算審査特別委員会の中で各農林課であったり、教育委員会のほうから事業説明のあった、農業後継者育成対策事業の委託料であったり、林業後継者対策

事業の委託料、生き抜く力育成対策事業の委託料、この数字と合おうかと思います。内訳はこのようになっておりますので、数字としては間違いないということで御確認いただければと思います。

○岡本委員長 ただいまの説明について質疑ございますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ありがとうございます。いろいろ、いろんな部門に教育課にも、からも委託料が入るとということで拝見して理解できました。この中で新たにリフォレながと研修生、これは、この委託料というのはどういった性質のものなのか、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○岡本委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 リフォレながとの研修生の受入れにつきましては、長門市から、地域おこし協力隊になられて、今後、長門市で林業をされる方が1年間、日南町のアカデミーで研修をされるという形になっております。研修生という形ではなくって、期間、大体11月までなんですけども、まで、必要な林業の座学であったり、現場のほうをされまして、そこから先は林業アカデミーの生徒であればインターンシップに行かれて、自分がどこで就職するかっていうところで、またそれを探される時間になるんですけども、リフォレのほうは11月ぐらいまででその研修を終えられまして、地元に戻られるという形です。その11月までのカリキュラムに係る経費について負担をしていただいているということになっておりまして、その経費を令和6年度も48万円いただいたということで、過去にもこういう形で研修に来ておられる実績がございます。

○岡本委員長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、いいですか。（発言する者あり）それじゃ、農林課について何かあれば、その他であれば、どうぞ。

山本芳昭議長。

○山本議長 議長として申し上げたいと思います。先ほどの共進会の支払いの件ですが、委員各位、100%納得して了解をされたとは思いません。本来受け取られるべき方からの請求もあったということで、速やかに支払いをということで、委員各位、不承不承といいますか、納得されたと思います。今後このようなことが二度とないように、肝に銘じて業務に励んでいただきたいと思います。申入れをさせていただきたいと思います。（「あ

りがとうございます」と呼ぶ者あり)

○岡本委員長 答弁はよろしいですか。分かりました。

ほかにございますか、委員各位から。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、農林課の聞き取りは、追加聞き取り、ここまでで終わりたいと思います。

午後は、こども若者未来課と福祉保健課からの追加聞き取りがございますので、いつもどおり1時から再開いたします。

それでは、午前中はここまでです。お疲れさまでした。

〔休 憩〕

○岡本委員長 決算審査特別委員会を再開いたします。

午後は、こども若者未来課と福祉保健課の追加聞き取りを行います。

初めに、こども若者未来課からです。この件についてちょっと私から初めに一言お断りがございます。実は、こども若者未来課担当の母子父子福祉事務につきまして、令和6年度予算審査の審査意見がございました。これを私のミスで見落としておりました、大変申し訳ありません。ですので、改めまして、こども若者未来課に来ていただきまして、この審査意見の対応について説明していただきます。それではお願いします。

坪倉こども若者未来課課長。

○坪倉こども若者未来課長 こども若者未来課の予算審査意見につきまして、対応の御報告が漏れておりまして申し訳ございませんでした。審査報告書は、福祉保健課の母子父子福祉事務になります。令和6年度は、新規事業として、先般、決算審査特別委員会で御報告させていただきました進学等祝い金の交付など、子育て世帯への経済的負担の軽減施策をはじめ、出会い、結婚から出産、そして進学まで各ライフステージに応じて子育て世帯を包括的にサポートし、支援の切れ目なく、漏れなく対応できる体制づくりに努めました。体制づくりの目玉としましては、令和6年4月に、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の機能を一体的に取り組む体制を取り、子ども・子育てに係る相談窓口の一本化を図りました。また、施策や支援体制の内容を、あんしん日南子育て応援パッケージとして、分かりやすく見える化したパンフレットを作成し、ホームページ、SNSでの発信をはじめ、町報の折り込み、二十歳を祝う会、住民課の窓口、町内外、近隣の県外の施設など幅広く配布をし情報発信に努めたところです。このような子ども・子育て施策が少子化対策として効果を上げ、持続可能なまちづくりにつながるよう、今後も関係部署と連

携を図りながら、町ぐるみで努力をしてまいりたいと思います。報告は以上となります。

○岡本委員長 ただいまの報告、説明に対しまして御質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。

そうしましたら、こども若者未来課についてはここまでいたします。

説明員の入替えをいたしますので、そのまましばらくお待ちください。

そうしましたら、続きまして、福祉保健課からの追加聞き取りが委員の希望が出ておりましたので、それについて、まず、福祉保健課から説明をしていただきたいと思います。説明をお願いいたします。

出口福祉保健課長。

○出口福祉保健課長 失礼します。福祉保健課のほうですが、追加の聞き取りのほう３点いただいております。

まず、先般の決算審査で御報告をさせていただいた中にありました、福祉保健課所管の人員体制についてということで、追加のほうの聞き取りをいただいております。先ほどですけれど、資料のほうを上げさせていただいております、聞き取り資料というところを見ていただければと思います。福祉保健課所管の業務というのはたくさんございますけれど、その中におきまして、福祉保健課の中に、地域包括支援センターと日南町福祉事務所という２つの組織がございます。これにつきましては、それぞれ独立した組織となっております、それぞれに法律上に人員体制の配置が決められております。地域包括支援センターの人員につきましては、第１号被保険者の数が２，０００人以上３，０００人未満の市町村、ここが日南町に当たりますので、配置すべき人員といたしましては、専ら包括的支援事業に従事する常勤の保健師等１名及び同条件、包括的支援事業に従事する常勤の社会福祉士等または主任介護支援専門員等のいずれか１人ということになっております、そこにおきますと、この２人が配置されれば包括の業務ができるかというところというわけではございませんが、法律上はそういった配置が必須ということで定められております。その配置状況につきましては、先般も報告をさせていただいたとおり、とプラスしまして、右側に７年度の配置状況についてをつけております。６年度から７年度、今年度でありますけれども、つきましては同人数となっておりますが、正規、常勤の職員であつたり会計年度の任用職員さんにお世話になっている部分もあるということから、なかなかフル５人が専任で関わっているっていうことの状況にはないという状況にあります。

続いて、下の部分です。福祉事務所の人員体制です。福祉事務所の所員の定数は条例で

定めておりまして、日南町のほうは、それぞれ福祉保健課の庶務の中に含まれておりますが、現業を行う所員の数につきましては、被保護世帯の数に応じて決められております。市町村福祉事務所につきましては、被保護世帯数80世帯につき1人という現業員、ケースワーカーと呼んでいる職務の職員ですけれど、が1人ということになっております。なお、査察指導員及び現業員につきましては、社会福祉主事、任用資格であります、の資格が求められております。それにつきましては、先般の審査のところでも記載させていただいておりましたが、令和6年度につきましては、社会福祉主事の資格を持った職員を現業員として配属、配置することが難しく、その点について県からの監査、指摘をいただいております。現在につきましては、同職員のほうが今年度、この社会福祉主事の任用資格の資格を取りに、今現在行っておりまして、職務をしながらでありますけれど、現在取得に向けて取り組んでいるところで、改善していきたいと考えております。

所長以下、査察指導員、現業員とありますが、この査察指導員のほうも社会福祉主事ではないとあります。現在の査察指導員は社会福祉士が兼務しておりますので、そこはクリアしておりますが、なかなかケースワーカーを経験して査察指導員という職務に就ける職員っていうのが限られておりますので、なかなか通常の異動の中では、配置のほうで難しくなっているような状況もございます。

全般的に、役場職員全体のことに当たるとは思いますけれど、業務のほうは全てにおいて専門的に、また、深くなってきております。特に、その中でもこの福祉においては、現在配置職員、令和6年度では19名ですね、正職員と会計年度と合わせて19名の職員で対応しておりますが、その正規職員のうちの11人のうちの半分は専門職となっております。その専門職がそれぞれ、やはりその専門の力を生かした形での業務をしていただけるよう、また、キャリアをちゃんとパスしていただける、その経験値を踏まえて成長していただけるような環境をつくっていききたいというふうに、管理職としては思っておりますけれど、なかなか少ない人数の中で、そういった環境を整え切れてないことが課題だと感じております。

今後につきましては、人事担当課におきましても限られた職員数の中での配置については、事前の聞き取りであったり配置について配慮もいただいておりますが、担当課としての解決策も意見もさらにまとめて申し述べながら一緒になって解決していく必要もあるかなと考えております。人員体制の部分については以上の説明補足とさせていただきます。

続いてですけれど、介護給付費準備基金の残高についてということで、確認の連絡をい

ただいております。提出しております介護保険事業報告書の18ページのところを御覧いただきますと、少しちょっと飛びますので、なかなか開くのが難しいかと思うんですけど、基金の6年度末での保有額につきましては、2億1,349万5,672円となっております。令和6年度におきましては、利息分の積立てといたしまして、62万7,000円を追加しております。それを合わせた形で、先ほどの基金の保有残高となっておりますので御確認のほどお願いいたします。

もう一点いただきました日南町の成年後見制度における町長申立てに関する事項につきましては、要綱を添付しております。それを御覧いただきながら、内容についてと一部修正について担当のほうから説明をさせていただきます。

○岡本委員長 長崎センター長。

○長崎地域包括支援センター長 日南町成年後見制度における町長申立てに関する要綱について御説明いたします。第2条におきまして審判申立ての判断基準というのが定めてございます。具体的に申し上げますと、本人の判断能力の程度について、また、生活状況及び健康状況について、それから本人の配偶者及び2親等以内の親族の有無、また、その審判請求を行う意思の有無についてなどの項目が定められておりまして、これらの項目について審査会を開催して、総合的に考察して決定を行うものとなっております。先日の答弁でちょっと1点訂正をさせていただけたらと思います。過去の町長申立てについて、過去に実績はありませんということで答弁させていただきましたが、確認いたしましたところ、平成24年に1件、それから平成27年に1件、計2件の実績がございましたので訂正をさせていただきます。以上です。

○岡本委員長 そしたら説明は以上ですね。

そうしましたら、ただいまの説明について御質疑ございますか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほどの町長申立て、平成24年、27年に各1件っていうのなんですが、もし差し障りない範囲で結構ですので、内容がお聞きできればと思いますが。

○岡本委員長 長崎センター長。

○長崎地域包括支援センター長 個別のケースについては、ちょっとお答えできませんけれども、いずれのケースにおきましても、審査会において第2条における要綱を勘案して、該当するというふうに判断したものであります。

○岡本委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 他町の状況はあまり御存じないのかも分かりませんが、介護施設等々で町長申立てが必要で、必要というか、入居のときにそういったケースがあるっていう他町のちょっと報告を聞いてるんですが、ちょっと確認までは私もしていないので、実際にどこの町村で何件っていうのは確認はないんですが、そういう話もちっと聞いたことがあるので。それは、先日ちょっと資料でちょっとは見たんですが、日南町ではそういう住居関係に関しては町長申立てはできないというか、ないという確認でよろしいでしょうか。

○岡本委員長 長崎センター長。

○長崎地域包括支援センター長 住宅施設等の入居に関しましては、今明確に取り決められたものがございませんで、今年度におきまして、身寄りのない高齢者支援のためのガイドラインを策定するように、今準備を進めているところでございます。

○岡本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒金敏江委員。押してください、ボタンを。

○荒金委員 すみません、成年後見制度における町長申立てというのは、対象者に年齢制限が、何歳以上じゃないと対象にならないとかいうことがあるんでしょうか。

○岡本委員長 長崎センター長。

○長崎地域包括支援センター長 対象者につきましては、認知症、知的障がい、もしくは精神障がいなどで、判断能力が不十分な方ということになっておりますので、特に年齢制限は設けられておりません。

○岡本委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 ちょっと話を伺ったところで、特にその認知症とかなんとかではないんだけど、身寄りがなくて、町営住宅に入るときに身元引受人が立てられないために入居できないって、そういうときに町長の申立てっていう制度がないんだろうかっていう話があったんですけど、先ほど、検討していくという中では、そういう場合のことも想定して考えておられるんでしょうか。

○岡本委員長 長崎センター長。

○長崎地域包括支援センター長 入居のときと成年後見とは、また別問題として考えるべきことかと思っております。住居の入居に関しましては先ほど申し上げたとおり、今年度策定予定のガイドラインの中で定めていく予定にしております。

○岡本委員長 よろしいですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員　ちょっと前回も伺ったんですけれども、地域包括支援センターのほうの説明でセンター長さんのほうから、体制がなかなか整わなくて、業務のほうにも影響が出ておるっていうようなお話があったわけでございます。課長さんのお話で、やっぱり業務が専門的になっておるといふようなところもあるということでございますが、説明に出てきます機構改革によるものの、要は影響があるんだよということがありましたが、そこら辺、その考え方について福祉保健課としてはどういうふうな気持ちというか、現状としてどうでしょうか。

○岡本委員長　出口福祉保健課長。

○出口福祉保健課長　機構改革全体については成果もあって、全てについて担当課、一担当課でその評価についてってことではございませんが、先ほど申しました専門職の多い課でありますので、やはり保健師の育成の中におきましては、分散配置になるところについての影響というのはあるというふうに感じております。その配置につきましても、先ほど申しましたように人事担当課とも、また、採用計画のほうも含めて密に協議が必要かなと考えております。

○岡本委員長　岩崎昭男委員。

○岩崎委員　実は、福祉保健課のほうからもそういうような人員不足というような言葉が決算の資料には出とるんですけれども、他の課からもちょこちょこやっぱりあるわけなんですよね。職員の採用を随時というか毎年するんですけれど、なかなか受けてくれる人もいないっていうようなところで、非常に厳しい現状っていうのがあるかと思うんですけれども、やっぱり、特に、どういうんでしょうかね、福祉に関するような部分っていうのは、分かりづらい部分もあるんですけれども、どういったいいんですかね、福祉保健課としては、新たに、こども若者未来課とかいろんな課もできたりもしたんですけれども、課の中で職員の融通、例えば何とか室、何とか室とありますよね、そこでお互いの業務の内容を少しずつでも共有してやっていくような仕組みっていうのはありますか。もう全く、やっぱり室によって縦割りの世界なのか、課としてのやっぱり横のつながりっていうのもやりながら業務をされてるのか、どうですか。

○岡本委員長　出口福祉保健課長。

○出口福祉保健課長　先ほどおっしゃっていただきましたように業務については多岐にわたりますし、今の人数で賄うには、全ての一般職、専門職のほうで兼務をかけております。

その中において包括支援センターの職員のほうが、介護の認定業務のほうも行っておりますし、福祉事務所の職員のほうが、もちろん別の福祉関係の業務のほうを行っているというようなことは、皆さんには頑張ってもらっているところです。どうしても、重ねていかなないと次に継続ができないというところがあります。本来であれば2人体制で向かって、例えばケースワーカーでもですね、2人でケースワーカーはできて、1人が異動しても問題なく次の年も同じようにレベルを保てるっていうようなことが目標ではあるんですけど、なかなか2人を専任でっていうことはもちろん難しいですので、今後については、専門っていうこともございますし、特に福祉事務所については、これはうちの町だけではなくて、この福祉事務所設置は任意になっております。ですので、鳥取県内でも19市町村の中で17市町村が設置しているような状況です。同じ日野郡内でも、やっぱり体制が弱体化していったり、難しくなっているってことの声は聞きますので、3町で協議のほうも進めているところはございます。

○岡本委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 そうですね、福祉事務所に関しては町村で持つっていう、なかなか体制も整えてやるっていうの非常に御苦労もあるんかとは思いますが、問題はその福祉保健課として包括支援センターとしてですね、さっき前回も聞いたんですけども、町民へのサービスが人員不足によって提供できないと、要は事務処理が回らなかったりとか、現実的な介護に関する支援が受けられないというような状況が発生しとるということだったんですが、すみませんが、再度そのことについて、どのような影響が出てるのかいうのを、もう一回、すみません教えてやってください。

○岡本委員長 長崎センター長。

○長崎地域包括支援センター長 先日との繰り返しにはなりますけども、地域包括支援センターにおきましては、各家庭への訪問、そういったことがなかなかできにくくなっているというところで、緊急性のあるケースについてはすぐ対応ができますけれども、そうでないものは少し先延ばしになってしまっていたり、要介護認定を受けておられてもサービスを利用せずに在宅で生活されていらっしゃる方がいらっしゃいますけども、そこに包括の職員が行って様子を伺ったりっていうところがありますけども、その辺もなかなかできなくなっておりますので、生活機能の低下などが早期に発見できないというようなことがございます。また、福祉保健課の先ほどの要介護認定の認定調査の業務も兼務しておりますけども、法的には30日以内に認定結果を出すようにというふうになっておりますけど

も、これもなかなか全国でもそれは守れない、なかなか延びている状況にございまして、日南町でも三十六、七日程度、6年の前半については40日を超えるような状況がございましたので、そういったところで影響がございました。

○岡本委員長 よろしいでしょうか。

そしたら、ちょっと私から一つ、確認ですけれども、先ほど、現業員、ケースワーカーの方が社会福祉主事の資格がなくって、現在、取ると努力してるというふうに、だったと思うんですけれども、これ例えば職員のOBの方で資格のある方にしばらく助けていただくというようなことは難しいんでしょうか。

出口福祉保健課長。

○出口福祉保健課長 そういった体制をされていらっしゃる福祉事務所は県内にもあると聞いております。町内でも、以前そういった、関わっていただいた方も職員としての先輩方はいらっしゃると思いますけれど、なかなか、ではお願いしてすぐ応援に駆けつけてもらえるかというと厳しい面もあるかなと思いますが、一案として、採用については一つの案として検討したいとは思っています。

○岡本委員長 分かりました。

ほかに御質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。福祉保健課来ておられますので、ほかの全体のことについても、もしあれば。（「なし」と呼ぶ者あり）お聞きいただいてもいいですが。よろしいですかね。

そしたら、福祉保健課の聞き取りを終わります。どうもお疲れさまでした。

それで、これで一応、聞き取りのほうは終わりました、これから審査意見をまとめるということになります。既に審査意見出していただいている委員の方もおられますが、まだの方は基本的に今日中に、5時までとは申しませんが、今日中に出していただけるようにというふうに、それでその後、事務局に取りまとめていただいて金曜日の日に審査意見の、何ていうんですかね、についての審議を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ということで、それでは本日の決算審査特別委員会は、これで終わります。どうもお疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長